

添付法令資料 4 :

特許出願に関する 2018 年 12 月 19 日付インドネシア共和国法務人権大臣規則 No.38  
(目次)  
同月 28 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 出願の要件及び手続
  - 第 1 節 出願の要件
    - 第 1 款 通則 (第 3 条ないし第 5 条)
    - 第 2 款 明細書 (第 6 条)
    - 第 3 款 クレーム (第 7 条及び第 8 条)
    - 第 4 款 図面 (第 9 条)
    - 第 5 款 要約 (第 10 条)
    - 第 6 款 委任状 (第 11 条)
    - 第 7 款 発明所有宣誓書 (第 12 条)
    - 第 8 款 所有権譲渡書 (第 13 条)
  - 第 2 節 出願の記入に係る物理的要件及び書式 (第 14 条及び第 15 条)
  - 第 3 節 出願の手続
    - 第 1 款 通則 (第 16 条ないし第 18 条)
    - 第 2 款 非電子出願 (第 19 条ないし第 34 条)
    - 第 3 款 電子出願 (第 35 条)
- 第 3 章 優先権を伴う出願 (第 36 条)
- 第 4 章 特許協力条約に基づく出願
  - 第 1 節 特許協力条約に基づく出願 (第 37 条)
    - 第 1 款 受理官庁としてのインドネシアとの特許協力条約を通じた出願 (第 38 条ないし第 42 条)
    - 第 2 款 指定官庁としてのインドネシアとの特許協力条約を通じた出願 (第 43 条ないし第 48 条)
  - 第 2 節 優先権を使用する受理官庁としてのインドネシアとの特許協力を通じた出願 (第 49 条)
- 第 5 章 出願の補正及び分割の手続
  - 第 1 節 出願補正手続 (第 50 条)
    - 第 1 款 出願人の主導に基づくデータの補正申請手続 (第 51 条)
    - 第 2 款 小特許への、又はその逆の特許補正手続 (第 52 条)
  - 第 2 節 出願の分割
    - 第 1 款 通則 (第 53 条)
    - 第 2 款 出願分割手続 (第 54 条及び第 55 条)
  - 第 3 節 出願の補正 (第 56 条及び第 57 条)

- 第 6 章 出願取下げの手續
  - 第 1 節 出願の取下げ (第 58 条及び第 59 条)
- 第 7 章 実体審査の要件及び手續
  - 第 1 節 実体審査の要件
    - 第 1 款 通則 (第 60 条)
    - 第 2 款 非電子による実体審査の申請提出 (第 61 条)
    - 第 3 款 電子による実体審査の申請提出 (第 62 条)
    - 第 4 款 実体審査の申請手續 (第 63 条及び第 64 条)
    - 第 5 款 出願の補正及び分割に係る実体審査の申請 (第 65 条及び第 66 条)
    - 第 6 款 公表されない出願に対する実体審査の申請 (第 67 条)
  - 第 2 節 実体審査
    - 第 1 款 通則 (第 68 条)
    - 第 2 款 実体審査の行政的要件 (第 69 条)
    - 第 3 款 実体審査の手續 (第 70 条ないし第 76 条)
  - 第 3 節 優先権を伴う実体審査 (第 77 条)
  - 第 4 節 出願の分割に係る実体審査 (第 78 条及び第 79 条)
  - 第 5 節 地域及び二国間協力に基づく特許の実体審査の加速
    - 第 1 款 地域協力に基づく特許の実体審査の加速 (第 80 条)
    - 第 2 款 二国間協力に基づく特許の実体審査の加速 (第 81 条)
  - 第 6 節 決定 (第 82 条)
- 第 8 章 小特許の出願
  - 第 1 節 通則 (第 83 条)
  - 第 2 節 小特許を受けるための要件 (第 84 条)
  - 第 3 節 行政審査の期間 (第 85 条)
  - 第 4 節 実体審査の申請 (第 86 条)
  - 第 5 節 実体審査の手續 (第 87 条)
  - 第 6 節 決定 (第 88 条)
- 第 9 章 証明書 (第 89 条ないし第 91 条)
  - 第 2 節 (原文ママ) 証明書データの修正 (第 92 条ないし第 95 条)
- 第 10 章 データ変更の届出に係る要件及び手續 (第 96 条ないし第 100 条)
- 第 11 章 雑則 (第 101 条及び第 102 条)
- 第 12 章 経過規定 (第 103 条)
- 第 13 章 終則 (第 104 条)